

# はちみつを生産・販売等するみなさまへ

## 1. 自主検査を実施してください！

複数の花を蜜源とする百花蜜（ひゃっかみつ）は、採蜜したロットごとに、市町村等が実施する放射性物質の自主検査を実施し、安全性を確認した上で販売（譲渡を含む）してください。

## 2. 飼育届の提出をお願いします！

みつばちを飼養する全ての方は、養蜂振興法にもとづく飼育届の提出が義務づけられています。所定の様式により管轄の家畜保健衛生所に提出をお願いします。

## 3. 営業届の提出をお願いします！

販売することを目的にはちみつの瓶詰め等の作業を行う方は、食品衛生法にもとづく営業届の提出が義務づけられています。所定の様式により管轄の保健福祉事務所に提出をお願いします。



### 【 問合せ先 】

■福島県福島農林事務所農業振興普及部	TEL (0248) 23-1559
■福島県中央家畜保健衛生所	TEL (0247) 57-6131
■福島県県南保健福祉事務所	TEL (0248) 22-5441
■泉崎村役場産業経済課	TEL (0248) 53-2430